

令和6年度第4回人間文化研究機構経営協議会 議事概要

- 日 時： 令和7年3月12日（水） 14:00～16:20
- 場 所： TKP 東京駅カンファレンスセンター カンファレンスルーム 1A
- 出席者： 井上(章)、井上(賢)、大原、木部、栗本、小松、サーラ、佐村、武田、田島、寺前、西谷、広渡、藤岡、堀、前川、宮崎、望月、山極、吉田、若尾、渡部の各委員
- 陪席者： 井野瀬監事、井上監事
- 事務局： 監査室長、歴博、国文研、国語研、日文研、地球研及び民博の各管理部長、本部事務局の総務課長、研究企画課長、財務課長、施設課長、その他関係職員

○ 概 要：

議事に先立ち、事務局から、会議の定足数を満たしている旨の報告及び配付資料の確認等があった。

議 題：

(議事概要)

(1) 令和6年度第3回議事概要について（資料1）

機構長から、令和6年度第3回経営協議会の議事概要について報告があった。

(審議事項)

(1) 人間文化研究機構組織規程の改正等について（資料2）

宮崎理事から、資料2に基づき、人間文化研究機構組織規程の改正等について説明があり、審議の結果、了承された。

(2) 人間文化研究機構職員の育児休業等に関する規程等の一部改正について（資料3）

宮崎理事から、資料3に基づき、人間文化研究機構職員の育児休業等に関する規程等の一部改正について説明があり、審議の結果、了承された。

(3) 人間文化研究機構職員兼業規程の改正について（資料4）

宮崎理事から、資料4に基づき、令和6年人事院勧告に伴う給与改定について説明があり、審議の結果、了承された。

また、本件に関し、以下の意見があった。

- ・ 兼業の許可の申請はこれまでどれくらいあったのか。
- 機関によっては数百件にのぼっている。講演依頼等についても兼業の許可が必要になるため、事務負担が大きかった。今回の規程改正により事務負担の軽減を図っている。
- ・ 今回の改正で申請が省略できるようになる「役職員の本務と密接に関連した短時間の兼業」について、具体的にどんな場合が該当するのか、なにか判断基準が示されているか。
- 規程第8条に、「1日限り」、「2日以上6日以内で、総従事時間数が10時間未満の場合」と定めている。さらに具体的な事例については、運用ガイドラインのようなものを内部で定める形としている。

(4) 研究代表者等特別手当の制定について（資料5）

宮崎理事から、資料5に基づき、研究代表者等特別手当の制定について説明があり、審議の結果、了承された。

(5) 令和7年度人間文化研究機構予算編成方針について（資料6）

宮崎理事から、資料6に基づき、令和7年度人間文化研究機構予算編成方針について説明があり、審議の結果、了承された。

また、本件に関し、以下の意見があった。

- ・ 成果を中心とする実績状況に基づく配分について、人文機構としては納得のいく評価や説明がなされているのか。
- 成果を中心とする実績状況に基づく配分については、大学共同利用機関の中で、機械的に17の指標に基づき順位づけられて決められている。若手研究者の比率での比較や、企業を対象とするもののみを評価対象とするクロスアポイントメントでの比較など、制度自体には課

題があると考えている。

- ・ 人文学が有利になるような評価項目、実績評価の項目はあるのか。
- 教職員のダイバーシティの面ではずっと1位をとっており、とりわけ女性比率が高い。
- ・ 成果を中心とする実績状況に基づく配分の評価方法について、経営協議会として意見を表明することができないかご考慮願いたい。
- ・ 運営費交付金の減少に対し、人件費が上がっていくという厳しい予算状況の中で、文科省がどれだけ努力しているかということも伺いたい。
- 人件費については、運営費交付金の中で決められており、別途人件費を要求することはできないため、文科省では、情報システム設備関係や、光熱水費などの支援を行っている。

(6) 令和7年度資金管理計画について(資料7)

宮崎理事から、資料7に基づき、令和7年度資金管理計画について説明があり、審議の結果、了承された。

(報告事項)

(1) 人間文化研究機構長の業務執行状況の定期評価の結果について(資料8)

機構長選考・監察会議の議長である広渡委員から、資料8に基づき、人間文化研究機構長の業務執行状況の定期評価の結果について報告があった。

(2) 令和6年人事院勧告に伴う給与改定について(資料9)

宮崎理事から、資料9に基づき、令和6年人事院勧告に伴う給与改定について報告があった。また、本件に関し、以下の意見があった。

- ・ 配偶者に係る手当が廃止されるが、対象者にとって不利益になる改定に見えるため、手続きと内容に合理性が求められる。この観点において、他大学等ではどうやって対応しているのか。
- 配偶者に係る手当の廃止については、人事院勧告に準拠している。定量的な調査をしたわけではないが、比較的多くの大学等が準拠しているのではないかと考える。
- ・ 人事院勧告だからと全てに従うのではなく、雇用者にとって不利益になる改定の場合は、合理的で確実な手続きをとり、職員や労働組合に対する説明を怠らず、慎重に進めていくべきだ。
- 今回の改正について、過半数代表者への説明は行っているが、今後、国家公務員の給与法に準拠し改定する場合は、合理性のある説明をしなければならないことに留意する。
- ・ 配偶者に係る手当を廃止し、子に係る手当を引き上げる改正について、人事院はどう説明しているのか。
- 共働き世代の増加等社会の情勢に合わせ、配偶者に係る手当を廃止し、合わせて子に係る手当を引き上げるというのが、今回の国家公務員給与法改定の趣旨である。

(3) 第6回人間文化研究機構日本研究国際賞受賞者の決定について(資料10)

若尾理事から、資料10に基づき、第6回人間文化研究機構日本研究国際賞受賞者の決定及び授賞式の開催について報告があった。

(4) 人間文化研究創発センターの活動状況について(資料11)

栗本理事及び堀理事から、資料11に基づき、人間文化研究創発センターの活動状況について報告があった。

また、本件に関し、以下の意見があった。

- ・ DHの取組みについて、国内では人文機構が率先して進めているが、他大学ではDHに熱心に取り組んでいるところはあるのか。
- DHの取組みは全国的に高まっており、人文学と情報学が連携した学科やセンターの新設などの動きもある。一方で、カリキュラムについて各大学の課題となっているため、ネットワークを組んで、情報交換をすることで始めている。
- ・ DHについて、現在は各大学、各研究機関がそれぞれにやっているとのことだが、役割分担は決まっているのか。
- 各大学、各研究機関の得意分野がそれぞれあるため、自然と役割分担がある。それらがネットワークでつながることが大事で、競合するのではなく、相補的に、国内にとどまらず世

界的につなげていきたいと考えている。

(意見交換)

(1) 経営協議会における外部委員からの意見の対応について(資料12)

若尾理事から、資料12に基づき、経営協議会における外部委員からの意見の対応に関連して、歴史文化資料保全の大学・共同利用機関ネットワーク事業(以下「歴ネット事業」という。)について報告があり、意見交換を行い、以下の意見があった。

- ・ 史料ネットについて、大災害などのきっかけがあって結成されたところが多いように推測される。史料ネットが立ち上がっていない地域についても、災害が起こってからでは失われるものもあるので、日頃からネットワークの結成や人材育成などの取組みを行っていく必要がある。
- 歴ネット事業のネットワーク拡大は今後も進めていきたい。また、ものの保全という観点で、民間で「あらいぐま」という被災した写真を修復し返還する活動が全国的に作られている。こうした活動も重要であり、今後も連携していきたい。
- ・ 民間との連携について、最初に公共機関と連携し、そこから民間との連携を図っていった事例がある。モデルケースにするといいネットワークができるのではないかな。
- ・ 文科省で来年から設置される地域大学振興室について、地域の大学とその地域との連携や地方創生について取組むとされており、こういった役割を持つのか、史料ネットの活動に関係していくものなのか、今後動向を注視していく必要がある。
- ・ 歴ネット事業やDHについて、いろいろな人を集める仕組みは推し進めていくべきである。一方で、学術的な成果、評価が求められることが課題にはなっていくだろう。
- ・ 歴ネット事業について、地方自治体や法律機関、研究機関や美術館、義務教育レベルの学校をどう巻き込んでいくかが大事になるだろう。また、活動にあたっての財政面について、どうやって企業へアプローチし、財政基盤を整えるかも重要になると考える。

(2) 中期的視点からの機構の役割等について(資料13)

「中期的視点からの機構の役割等について」をテーマに意見交換を行い、以下の意見があった。

- ・ 将来を考えるなら大学よりもっと下の世代、中高生を含めた世代を視野に入れていくべき。
- DHの取組みで、中高生に対し、探求型学習の取組みを行っており、全国各地の学校で実施している。今後も広げていきたい。
- 歴ネットの活動に関しても、高校の先生、生徒に報告をしてもらった。また、高校と大学の歴史研究会の活動などもあり、今はまだ有志の試みだが、広がっていくことを望んでいる。
- ・ 小中高を巻き込んでいくことについて、各機構でばらばらに教育委員会に働きかけるのではなく、アライアンスで働きかけたり、各機構の取組みを各機関に共有したりすることも一つの手ではないかと考える。
- ・ 助けを求めている人と、助ける力のある人を結びつける中間支援組織としての活動を人文機構が担っていくことで民間とのつながりも出てくるのではないかな。
- ・ 全国のけ意見や要望を集約して国に伝えることも人文機構の役割になるのではないかな。
- ・ 大学共同利用機関とは何をするための組織かということをきちんと答えを持たなくてはならない。研究者だけでなく社会・市民と協働して行う調査開発研究は、学問的成果として認められにくいという課題があり、歴ネット事業においても、学問的成果をもたらしているかという点が今後問われるだろう。こうした研究者だけでなく広く研究者以外も取り込んだ形での研究にあっては、科学や人文学においてその研究がどういう位置づけになるかという点と、大学共同利用機関とは何かということとの関係が今後重要な論点になる。
- ・ メディアリテラシーがキーワードになるだろう。AIの発達により、若者の批判的な読解力の低下や情報の鵜呑みが世界的に見られる。その中で、批判的なものの見方がこれからの教育でも研究でも重要になるのではないかな。

以上